

3 その他の政治団体(国会議員関係政治団体1号・2号)の①設立 ②解散 ③異動時に必要な添付書類及び注意事項等(1/2)

	必要書類	必要添付書類	必要な印鑑	届出期限	注意事項
① 設立時	政治団体設立届(第1号様式)	・規約・綱領等 ・国会議員関係政治団体に該当する旨の通知(第27号様式)(※)	欄外 ☆☆のとおり	設立した日から7日以内	・政治資金規正法上、県選管へ届出をしない限り、政治資金の寄附を受け又は支出をすることはできない。 ・代表者が国会議員に係る公職の候補者である場合、国会議員関係政治団体(1号団体)に該当する (※)課税上の優遇措置の適用関係を「有」にする場合は国会議員関係政治団体(2号団体)に該当し、「国会議員関係政治団体に該当する旨の通知」(第27号様式)の提出が必要 ・政党支部は1号団体にのみ該当するが、国会議員に係る資金管理団体の場合、1号団体と2号団体の両方に該当することもあり得る。

	必要書類	必要添付書類	必要な印鑑	届出期限	注意事項
② 解散時	政治団体解散届(第18号様式)	・解散した年までの収支報告書(必要に応じ支出に係る領収書写を添付) ・政治資金監査報告書	欄外 ☆☆のとおり ※代表者、会計責任者2名分の記載が必要	解散した日から60日以内	・未提出の収支報告書があれば、未提出年次分の提出も必要

☆☆署名または記名押印の義務づけを廃止し、届出者は、次の中から自らにとって最も簡便な方法を選択することが可能

- ・署名又は記名押印を行わない場合
 - (1)届出の名義人(政治団体の代表者、会計責任者等)本人が届出を行い、本人確認書類の提示又は提出を行う。
 - (2)代理人が名義人本人に代わって届出する場合、ア当該代理人の権限を証する書面及びイ本人確認書類の提示又は提出を行う。
 - ・このほか、
 - (3)従来の、届出者本人が署名または記名押印する方法も継続する。
 - ・①本人確認書類の提示又は提出とは。
 - 例えば、住民票写、戸籍謄本・抄本、個人番号カード、運転免許証などの提示や提出など。
 - ・②当該代理人の権限を証する書面とは。
 - 委任状が想定され、様式は任意だが次の事項が記載されていることが必要
 - ア代理人の氏名
 - イ届出等の名義人が届出等に係る事務を当該代理人に委任する旨
 - ウ当該代理人に委任する事務の内容
 - エ届出等の名義人の記名押印又は署名
- ※本県選管として、委任状のひな形を提供しております。

3 その他の政治団体(国会議員関係政治団体1号・2号)の①設立

②解散

③異動時に必要な添付書類及び注意事項等(2/2)

	必要書類	異動があった事項	必要添付書類	必要な印鑑	届出期限	注意事項
<p>③ 届出事項に異動があったとき</p>	<p>届出事項等の異動届 (第11号様式)</p>	政治団体の名称	・新しい規約・綱領等	<p>欄外 ☆☆のとおり</p>	<p>異動があった日から7日以内</p>	<p>・規約の異動についても必ず届出すること(様式第11号中、一番下の「その他」の欄)</p>
		主たる事務所の所在地(住所)	なし(新しい規約・綱領等の提出が必要な場合あり)			<p>規約・綱領等に主たる事務所の所在地が地番まで記載されている場合は、規約・綱領等の異動も届け出る必要あり</p>
		主たる事務所の所在地(電話番号のみ)	なし			
		代表者(氏名)	なし			<p>代表者が国会議員に係る公職の候補者である場合、国会議員関係政治団体(1号団体)となるので、代表者が国会議員に係る公職の候補者でなくなる場合は、国会議員関係政治団体の区分の異動届も必要になる</p>
		代表者(住所・電話番号)	なし			<p>転居の場合等</p>
		会計責任者(氏名)	なし			<p>会計責任者と職務代行者は兼務できないことに注意</p>
		会計責任者(住所・電話番号)	なし			<p>転居の場合等</p>
		会計責任者の職務代行者	なし			<p>会計責任者と職務代行者は兼務できないことに注意</p>
		会計責任者の職務代行者(住所・電話番号)	なし			<p>転居の場合等</p>
		課税上の優遇措置の適用関係(2号団体のみ)	<p>○(有⇒無にする場合) ・国会議員関係政治団体に該当しなくなった旨の通知(第28号様式) ○(無⇒有にする場合) ・国会議員関係政治団体に該当する旨の通知(第27号様式)(※1) ○(有⇒有(知事・県議)の場合) ・被推薦書(第8号様式)(※2)</p>			<p>(※1) 県議・知事から国会議員に異動となり、課税上の優遇措置の適用関係を「有」にしたい場合は、「無⇒有にする場合」と同様、「国会議員関係政治団体に該当する旨の通知」(第27号様式)の添付が必要となる。 (※2) 国会議員から知事・県議に異動となり、課税上の優遇措置の適用関係を「有」にしたい場合は、「被推薦書」(第8号様式)の添付が必要となる。</p>
国会議員関係政治団体の区分(※1号団体は添付書類不要、2号団体のみ添付書類が必要)	<p>○(該当することとなる場合) ・国会議員関係政治団体に該当する旨の通知(第27号様式) ○(該当しないこととなる場合) ・国会議員関係政治団体に該当しなくなった旨の通知(第28号様式)</p>					
公職の候補者等に係る公職の種類	<p>○(国会議員間の異動) ・国会議員関係政治団体に該当する旨の通知(第27号様式)(※3) ○(国会議員以外への異動) ・国会議員関係政治団体に該当しない旨の通知</p>	<p>・候補者等から現職となった場合のほか、現職から候補者等となった場合も、届出が必要(※3)</p>				
規約・綱領等	・新しい規約・綱領等					

☆☆署名または記名押印の義務づけを廃止し、届出者は、次の中から自らにとって最も簡便な方法を選択することが可能

・署名又は記名押印を行わない場合

(1)届出の名義人(政治団体の代表者、会計責任者等)本人が届出を行い、本人確認書類の提示又は提出を行う。

(2)代理人が名義人本人に代わって届出する場合、ア当該代理人の権限を証する書面及びイ本人確認書類の提示又は提出を行う。

・このほか、

(3)従来、届出者本人が署名または記名押印する方法も継続する。

・①本人確認書類の提示又は提出とは。

例えば、住民票写、戸籍謄本・抄本、個人番号カード、運転免許証などの提示や提出など。

・②当該代理人の権限を証する書面とは。

委任状が想定され、様式は任意だが次の事項が記載されていることが必要

ア代理人の氏名

イ届出等の名義人が届出等に係る事務を当該代理人に委任する旨

ウ当該代理人に委任する事務の内容

エ届出等の名義人の記名押印又は署名

※本県選管として、委任状のひな形を提供しております。